

第1章 計画の概要



1. 計画の趣旨

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定されました。益田市では益田市食育推進計画を平成21年12月に策定し、「生涯にわたる人々や自然とのつながりの中で「食」を知り、感じ、育む ～「おいしい益田」で心をつなぐ～」を基本理念に「心」、「健康」、「食文化」、「地産地消と食の安全」の四つの基本方針のもと、市をはじめ様々な団体・組織、事業者において食育に取り組んできました。

国においては平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」、県でも平成29年3月に「島根県食育推進計画（第三次計画）」が策定され、食育に関する施策が推進されています。

益田市においても、益田市食育推進計画、第2次益田市食育推進計画（以下「第2次計画」という）の基本理念、基本方針を引き継ぎ、これまでの進捗状況・社会情勢の変化等を踏まえ、より一層総合的かつ計画的に食育を推進するために、「第3次益田市食育推進計画」（以下「第3次計画」という）を策定します。

2. 食育をめぐる動き

これまで、国、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきました。その結果、家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展してきています。しかしながら、特に若い世代では、健康や栄養に関する実践状況に課題が見受けられます。

また、近年、家族や生活の状況が変化する中で、単独世帯やひとり親世帯、子どもの貧困など多様化している家族形態や生活状況に応じた食育の取組が必要とされています。さらに、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は、食育の観点からも積極的な取組が必要とされています。

加えて、食品廃棄物による環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を深めることは重要であり、食品ロスの削減等環境にも配慮する必要があります。

また、食を取り巻く社会環境が変化する中であっても、大切な食文化が失われることがないよう、食文化の継承も重要な課題となっています。

食育の推進に当たっては、食をめぐるこれらの課題を踏まえ、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、食育推進のための活動を実践することに取り組むとともに、実践しやすい社会環境づくりを進めることで、食をめぐる諸課題の解決を図るよう推進しています。

3. 計画策定の経過

（1） 益田市食育推進会議の開催

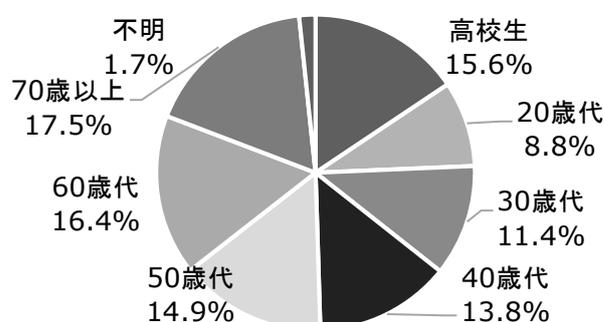
第3次計画の策定にあたり、益田市食育推進会議を3回、益田市食育推進連絡会議を3回開催しました。この会議の開催までに市役所内の食育関係課の担当職員によるワーキンググループ会議を4回実施し素案の検討を行いました。

(2) 市民アンケートの実施

第2次計画の評価及び第3次計画の策定のための基礎資料を得ることを目的として下記の通り「益田市食育に関するアンケート」を実施しました。

調査時期	平成29年12月25日～平成30年1月17日
調査対象者	益田高等学校2年生及び20歳以上の市民 2,270人 (内訳) 高校生については170名を対象とし、20歳以上の市民については20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の階層に分け、益田市住民基本台帳より抽出を行いました。
配布・回収方法	高校生については学校を通じて配布・回収を行い、20歳以上については郵送により配布・回収しました。
回答状況	有効回答数 1,028件 回答率 45.3%

○回答者の年代



(3) まちづくりラウンドテーブルの実施

地域住民が豊かに暮らし続けるとともに、未来を担う子どもたちが大人になっても豊かに暮らし続けていけるような地域づくりを実現するため、市民と行政がともに考え行動するパートナーシップを確立し、各地の地域課題の解決を図るための意見交換の場並びに学び合いの場が、まちづくりラウンドテーブルです。

平成30年8月31日と9月1日に「“地産地消”を考えよう」をテーマに地域の現状や魅力、課題について自由に意見を出し合い、地域で地産地消をすすめるための取組等について話し合いました。



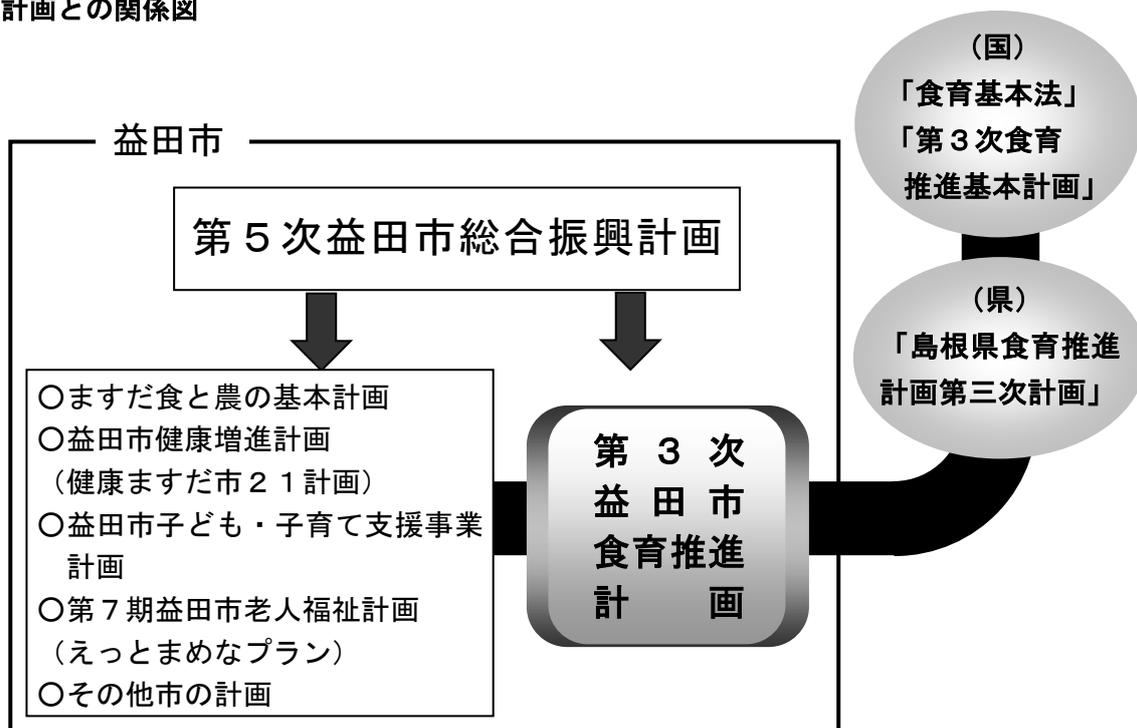
(4) パブリックコメントの実施

平成31年1月11日から1月31日までパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

4. 計画の位置づけ

第3次計画は、益田市の食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示すための計画として策定し、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられます。その実施にあたっては、「ますだ食と農の基本計画」、「益田市健康増進計画（健康ますだ市21計画）」及びその他市の計画並びに「島根県食育推進計画第三次計画」と整合性を図ります。

各計画との関係図



「食育基本法」抜粋

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

5. 計画の期間

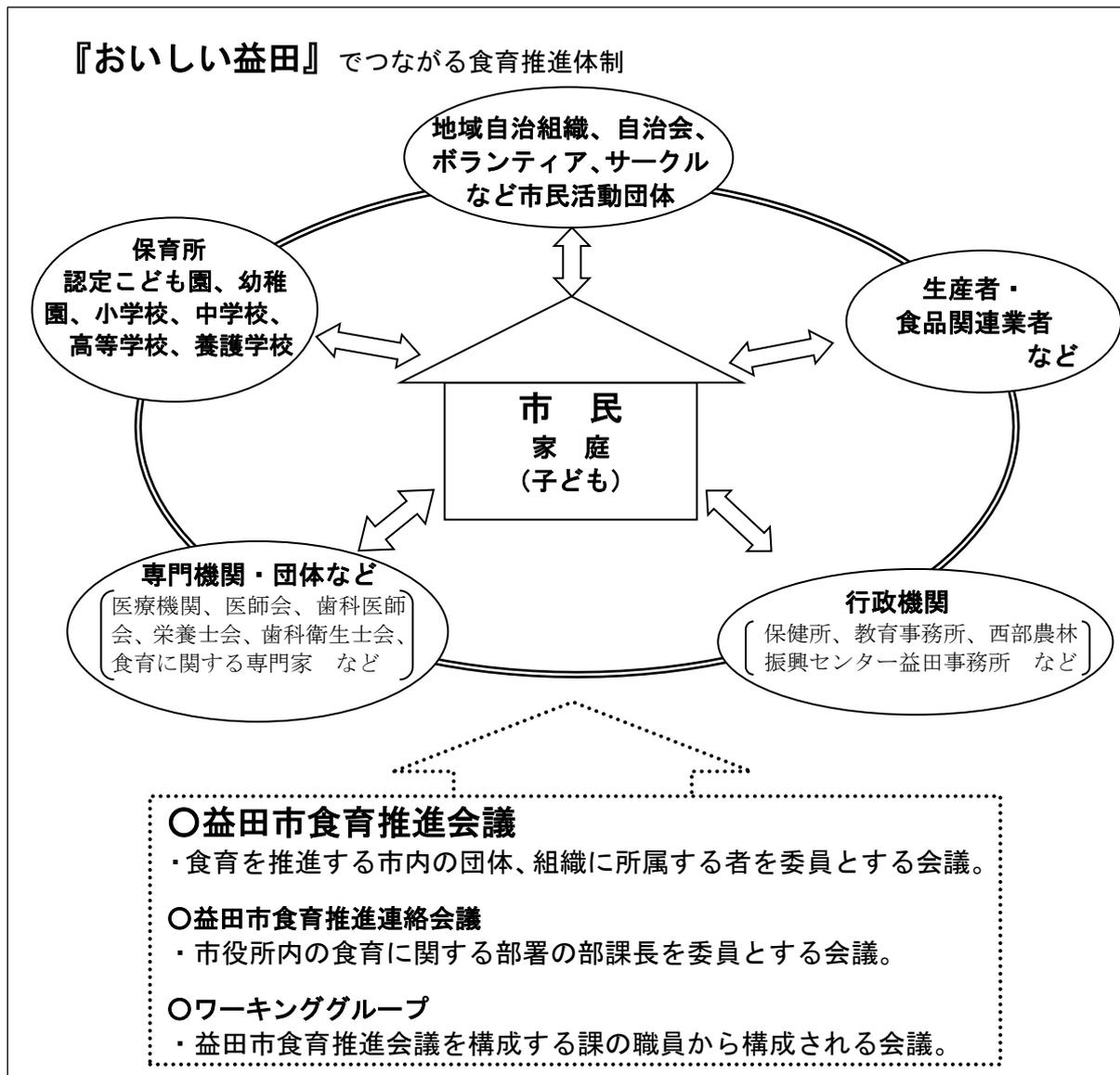
計画期間は2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とし、施策の成果や社会情勢の変化に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて随時見直しを行います。

	2009～2013 (H21～H25)	2014～2018 (H26～H30)	2019 (H31)～2023
計画	益田市食育推進計画 見直し	第2次益田市食育推進計画 見直し	第3次益田市食育推進計画

6. 計画の推進体制

第3次計画の実施にあたっては、市民や各種団体、民間事業者などと行政との協働により食育の取組を推進していきます。

また、「益田市食育推進会議」と「益田市食育推進連絡会議」において、食育を効果的に取組んでいけるよう、協議・調整を行います。



7. 計画の進行管理と評価

第3次計画に実効性をもたせるために、計画の目標の達成状況については、市民アンケートや関連する各計画の評価などで現状を把握します。

また、「益田市食育推進会議」及び「益田市食育推進連絡会議」において、取組の進行状況の確認、評価を行い、さらに効果的な食育の推進を検討します。

これらにより、より実践に向けた計画・取組の展開を図っていきます。